

入札保証金について

1. 入札保証金の額

見積もる契約金額（税込み）の 100 分の 5 以上とします。足りなかった場合、入札は無効となります。入札書の提出までに、入札保証金の免除の証明書の提示、又は納入済みであることを証する書類を提出しなければなりません。

2. 入札保証金の還付

入札保証金は入札終了後に還付します。

落札しなかった場合は、第 4 号様式の入札保証金還付請求書、及び債権者登録申請書を恩納村役場福祉課へ提出する。約 2 週間後に恩納村が登録した口座へ振り込む。

落札した場合は、納付すべき契約保証金に充当する。充当しない場合は、契約保証金を徴収後、先に納付済みの入札保証金を還付する。

※落札した場合、契約金額の 100 分の 10 以上を契約締結前に納付する必要がある。

3. 入札保証金の免除

次の（１）、（２）のいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。

- （１） 保険会社との間に恩納村を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証明を入札前までに提出した場合。
- （２） 過去 2 か年の間に国（独立行政法人、後者及び公団を含む）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証明する書面（「同種・同規模契約の実績」及び、当該契約書の写し）を入札前までに提出した場合。

※入札保証金が納付された場合、手続きが煩雑になる上、取り扱いに配慮が必要となりますので、可能な限り「3. 入札保証金の免除」の手続きを行うようご協力をお願いします。

4. 入札保証金の納付方法

- （１） 入札保証金納付書発行依頼書に必要事項を記入し、令和 7 年 5 月 9 日（金）午後 5 時までに恩納村役場福祉課に提出する。
- （２） 納付書を恩納村役場福祉課で受け取り、納付書に記載されている銀行等の機関で入札保証金を納める。
- （３） 納付先の銀行等から受領書を受け取る。

(4) 入札前までに恩納村役場福祉課へ受領書の写しを提出する。

5. 入札保証金の不還付

落札者が落札決定の日から 7 日以内に契約を締結しないときは、その落札は無効とし、入札保証金は恩納村に帰属するものとする。

6. 入札保証金への利息

入札保証金に代えて納付される小切手には利息をつけないものとする。

7. 提出書類

①計画策定業務等に関して、過去 2 か年の間の契約実績を証する書類
(同種・同規模契約の実績)

②保険証書

③債権者登録票 (入札保証金納付書発行依頼書もあわせて提出すること)

※ ①と②と③はいずれかの提出となる。